

## 横浜市平沼集会所利用許可申請書 及び 利用報告書

登録番号	
団体名	
記入者	
連絡先	

利用日	月	日	曜日
利用施設	A会議室・B会議室・C会議室・和室		
利用時間帯	午前・午後・夜間		
利用人数・物品	名		

## 本日のご利用人数

※年齢別・居住区別、両方にご記入をお願いします。

幼児		西区内	
小学生		西区外	
中学生		市外	
高校生		合計	
大学生等			
一般			
65歳以上			
合計			

## ※利用後はお部屋の清掃点検をお願いします。

チェック	項目
	清掃はしましたか。
	使用した備品を元通りにしましたか。
	ホワイトボードはきれいに拭きましたか。
	ゴミはすべて持ち帰りましたか。
	換気の為、窓は少し開けておいてください。
	貸し出し品は返却しましたか。
	忘れ物はありませんか。
	チェックをして受付までお願いします。

ご協力ありがとうございました

## 横浜市平沼集会所利用許可申請書 及び 利用報告書

登録番号	
団体名	
記入者	
連絡先	

利用日	月	日	曜日
利用施設	A会議室・B会議室・C会議室・和室		
利用時間帯	午前・午後・夜間		
利用人数・物品	名		

## 本日のご利用人数

※年齢別・居住区別、両方にご記入をお願いします。

幼児		西区内	
小学生		西区外	
中学生		市外	
高校生		合計	
大学生等			
一般			
65歳以上			
合計			

## ※利用後はお部屋の清掃点検をお願いします。

チェック	項目
	清掃はしましたか。
	使用した備品を元通りにしましたか。
	ホワイトボードはきれいに拭きましたか。
	ゴミはすべて持ち帰りましたか。
	換気の為、窓は少し開けておいてください。
	貸し出し品は返却しましたか。
	忘れ物はありませんか。
	チェックをして受付までお願いします。

ご協力ありがとうございました

## 横浜市平沼集会所の利用許可申請にあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 営利のみを目的とする利用
  - (ア) 物品販売、商品の展示・説明会
  - (イ) 講師個人や法人が主催して教室等を開催する場合
  - (ウ) 企業内の会議、研修、従業員採用試験等、企業活動の一環としての利用
  - (エ) テレビ撮影等における、撮影スタジオ目的等での利用
- (2) 集会所の設置目的に反する利用
  - (ア) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用
  - (イ) その他、集会所の設置目的に反する利用
- (3) 集会所の秩序や公益を害するおそれのある利用
  - (ア) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体の利用
  - (イ) 申請内容において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき
  - (ウ) 当該利用により多くの人数が集まることによる交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められる場合
- (4) 集会所の管理上支障がある利用
  - (ア) 建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められる場合
  - (イ) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められる場合
  - (ウ) 災害の発生により、施設の利用が困難と判断されたとき
- (5) その他
  - (ア) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

横浜市は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消、その他、不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいます。横浜市平沼集会所の利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。

## 横浜市平沼集会所の利用許可申請にあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 営利のみを目的とする利用
  - (ア) 物品販売、商品の展示・説明会
  - (イ) 講師個人や法人が主催して教室等を開催する場合
  - (ウ) 企業内の会議、研修、従業員採用試験等、企業活動の一環としての利用
  - (エ) テレビ撮影等における、撮影スタジオ目的等での利用
- (2) 集会所の設置目的に反する利用
  - (ア) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用
  - (イ) その他、集会所の設置目的に反する利用
- (3) 集会所の秩序や公益を害するおそれのある利用
  - (ア) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体の利用
  - (イ) 申請内容において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき
  - (ウ) 当該利用により多くの人数が集まることによる交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められる場合
- (4) 集会所の管理上支障がある利用
  - (ア) 建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められる場合
  - (イ) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められる場合
  - (ウ) 災害の発生により、施設の利用が困難と判断されたとき
- (5) その他
  - (ア) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

横浜市は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消、その他、不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいます。横浜市平沼集会所の利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。